

2020年5月5日

県4種委員会
所属チーム代表者 様

会 長 飯塚孝夫
委員長 村井智宏

新型コロナウイルスの対応について

緊急事態宣言の期間が5月31日までに延長されました。
静岡県は特別警戒地区以外で「地域の実情に応じて判断する」としたため
県・市町村の対応に差がでています。
これを受け、5月7日～5月31日までの新型コロナウイルス感染拡大の対
応は、下記の対応といたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたしま
す。

緊急事態宣言期間中（5月7日～31日）の対応

- ① 各チームの活動について各市町村の方針に従う。
施設利用許可が下りない場合は活動を自粛する。
- ② トレセン活動について活動を休止する。
- ③ トレーニング実施が可能な地域でも、感染防止対策を十分に講じ
選手の練習参加は保護者の同意を必ず得て行う事。
- ④ 保護者と指導者は、選手の健康状態を共有し、体調不良時は練習に参
加させない。
- ⑤ 対外試合等（練習試合・遠征・招待試合等）は行わない。

*感染拡大を防止し、感染の流行を早期に収束させることができるよう、周
知徹底の程よろしくお願いいたします。